

有機 JAS 格付品輸出のための英文証明書の発行について

近年、海外における日本食の評価の高まりなどを背景に、有機 JAS 格付品の輸出に関する問い合わせも大変多くなっております。当センターでも、認証事業者からの要望にお応えし、英文証明書を発行することとしました。

有機食品の輸出を検討されている方は、本手続きをご確認の上、申請を行ってください。

1. 発行する英文証明書の種類

- (A) EU 加盟国（以下「EU」）への輸出に係る検査証明書
- (B) アメリカ合衆国（以下「米国」）への NOP 輸入証明書
- (C) カナダへの輸出証明書
- (D) 台湾への輸出証明書
- (E) 英国への輸出証明書

2. 申請手数料

①登録手数料	6,050 円 初回のみ
②英文証明書発行手数料	
検査証明書【英文証明書(A)】EU 向け	6,050 円／通
NOP 輸入証明書【英文証明書(B)】米国向け	6,050 円／通*
カナダ輸出証明書【英文証明書(C)】カナダ向け	6,050 円／通
台湾輸出証明書【英文証明書(D)】台湾向け	6,050 円／通
GB 輸出証明書【英文証明書(E)】英国向け	6,050 円／通

*米国輸入証明書の発行にあつては、複数品目を同梱・同便で輸出する場合の 2 品目以降は 5 5 0 円／品目を加算

3. 申請書類

①登録申請

- ・有機 JAS 格付品輸出事業者登録申請書（別紙 1）
- ・有機食品輸出に伴う英文証明書の発行に関する同意書（別紙 2）

②証明書発行申請

有機農産物の 生産行程管理者	有機加工食品の 生産行程管理者	有機農産物又は 有機加工食品の小分け業者
・英文証明書発行申請書（別紙 3） ・EU 検査証明書（英文）（別紙 4）（注 1） ・NOP 輸入証明書（英文）（別紙 5）（注 1） ・カナダ輸出証明書（英文）（別紙 6）（注 1） ・台湾輸出証明書（英文）（別紙 7）（注 1） ・英国輸出証明書（英文）（別紙 8）（注 1） ・取引が確認できる書類（発注書、Invoice、Packing List 等） ・B/L（船荷証券）又は AWB（航空運送状）のコピー等（積荷・空輸を証明するもの）（注 2） ・格付商品の包材・容器等の表示のコピー、輸出製品の写真		
輸出する有機食品に係る書類		
有機農産物の 生産行程管理者	有機加工食品の 生産行程管理者	有機農産物又は 有機加工食品の小分け業者
・生産行程の管理に係る記録（注 3） ・生産行程の検査に係る記録（格付検査記録など） ・残留農薬の検査結果（注 4）	・原材料の有機性の根拠書類 ・原材料の受払に係る記録 ・原材料の原産地の根拠書類（注 5） ・生産行程の管理に係る記録（注 6） ・生産行程の検査に係る記録 ・残留農薬の検査結果（注 4）	・原材料の有機性の根拠書類 ・原材料の受払に係る記録 ・原材料の原産地の根拠書類（注 5） ・小分けの管理に係る記録（注 7） ・格付表示に係る記録 ・残留農薬の検査結果（注 4）

- 注1. ワードファイルに必要事項を英文で入力したものを E-mail (ninshou@ml.infrco.or.jp 宛) で提出してください。提出されたワードファイルを確認し証明書を発行します。
- 注2. 空輸による輸出の場合は、英文証明書を輸出する有機食品に同梱する必要がありますので、輸出品の内容(品目や数量など)が決まり次第、早めに必要書類を提出してください。英文証明書の発行後に AWB の発行を行う場合は、証明書発行後に AWB を提出してください。
- 注3. 使用種苗リスト、育苗管理記録、生産管理記録、機械使用清掃記録、収穫記録、在庫記録など、生産行程の検査を実施するための記録を指します。
- 注4. 輸出する有機食品の残留農薬の検査などを行っている場合に提出してください。
- 注5. EU 向けに輸出する有機加工食品の場合のみ提出してください。
- 注6. 有機加工食品の種類、製造内容(原材料及びその配合割合)、製造・加工・包装・保管等の作業に係る記録、機械の使用・清掃に係る記録など、生産行程の検査を実施するための記録を指します。
- 注7. 小分けした有機農産物又は有機加工食品の種類、小分け作業・内容、小分けに使用した機械の使用・清掃に係る記録などが該当します。

4. 輸出した有機食品についての報告

輸出事業者に登録された事業者は、毎年1月15日までに、前年1月1日から12月31日までの期間に輸出した有機食品の実績を取りまとめて報告してください。

5. 英文証明書の発行の流れ

登録事業者		認証部	
登録申請 (注1)	登録申請 (申請書作成・同意書押印・送付)	⇒	有機 JAS 格付品輸出事業者登録申請書
	受 領	←	登録申請書及び同意書(注3)の受信
	手数料支払い	⇒	登録申請受付通知(注2)及び 手数料請求書(納品書含む)の送付
	受 領	←	手数料入金を確認できた時点で正式受理
証明書発行申請 (注1)	英文証明書発行申請 (申請書作成・送付)	⇒	登録完了通知の送付(注4)
	受 領	←	
	手数料支払い	⇒	
	受 領	←	
年次	輸出した有機食品の実績報告 (前年 1/1~12/31 期間)	⇒	

- 注1. 申請書類の正式受理から英文証明書の発行までの期間は概ね2週間を予定していますが、初回発行の際は時間を要することが考えられますので、余裕をもって申請してください。なお、登録申請と証明書発行申請は同時に行うことも可能です。
- 注2. 登録申請受付通知：申請書類の記載内容に不備等がある場合は、その旨を通知しますので、訂正の上、再提出してください。記載内容に不備がない状態で正式受理となります。
- 注3. 同意書とは「有機食品輸出に伴う英文証明書の発行に関する同意書」であり、証明書の発行を希望する事業者同意して頂く内容です。記載内容を確認し、必要事項を記入の上、捺印したものを提出してください。同意書を頂けない場合は、登録申請を受理できませんので予めご承知おきください。
- 注4. 登録完了後に登録内容に変更が生じた場合には、変更内容を「有機 JAS 格付品輸出事業者登録申請書」に記載し、速やかに届出を行ってください。なお、登録変更に伴う手数料は不要です。
- 注5. 英文証明書発行申請受付通知：手数料の納付を確認した後に書類審査を開始します。不足書類等がある場合は、その旨を通知しますので必要な書類等を提出してください。